

女性・平和・安全保障に関する行動計画案（最終稿）

20154年12月291622日現在

序文

1. 国際平和とジェンダー平等への取組

- (1) 1945年、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」¹て、国際連合が設立された。国際の平和と安全の維持及び人権の尊重は、切り離すことのできない国際連合設立の理念である。
- (2) 国連は、1948年に世界人権宣言を、1966年に国際人権規約を採択し、また、1975年を国際婦人年、1976年から1985年までを国連婦人の10年として、ジェンダー平等への取組を進めてきた。1979年に採択された女子差別撤廃条約は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」²と規定している。さらに、1995年の北京行動綱領は、「女性と男性の平等は、人権の問題であり、社会正義への条件であり、また、平等、開発及び平和への必要かつ基本的な前提条件である」³ことを明確にするとともに、「紛争解決の意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」⁴を戦略目標に掲げた。
- (3) 我が国は、日本国憲法で、「わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」、また、「恒久の平和を念願し」、戦争を放棄して、平和国家としての歩みを進めてきた。憲法が、基本的人権の尊重を中心理念とし、とりわけ、「法の下での平等」、家族における「個人の尊厳と両性の平等」を規定したことの意義は計り知れない。
- (4) 我が国は、男女平等の実現に向けた様々な取組を着実に進めてきており、1999年には、男女共同参画社会基本法⁵を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っている。

2. 安保理決議第1325号の採択とその意義

- (1) 1995年に北京で開催された第4回世界女性会議において、各国が「女性の権利は人権である」ことを確信すると宣言⁶し、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ」⁷として、北京行動

¹ 国際連合憲章前文。

² 女子差別撤廃条約前文。

³ 北京行動綱領第1章1。

⁴ 北京行動綱領・戦略目標 E-1

⁵ 男女共同参画基本計画（第1次、第2次、第3次）

⁶ 第4回世界女性会議「北京宣言」(<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/pdf/BDPfA%20E.pdf>) パラ14。

⁷ 北京行動綱領第1章パラグラフ1

綱領を採択した。以来、国連を中心として、女性の権利の尊重、ジェンダー主流化⁸、女性のエンパワーメントなど女性の人権に係る取組が進められてきた。しかし、紛争の予防・解決や和平プロセスへの女性の参画、紛争下のジェンダーに基づく暴力からの女性・女児等の保護といった女性と平和・安全保障（WPS: Women, Peace and Security）に関して各国が行うべき具体的な行動を要請する国連安全保障理事会決議は採択されていなかった。

- (2) このような中、市民社会の強力な支援を得て、2000年10月31日、国連安保理は、紛争下の女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての決議である安保理決議第1325号を全会一致で採択した。この決議は、第4回世界女性会議以降、展開されたジェンダー主流化政策を反映して採択されたもので、その特徴は、女性を、受動的で脆弱な被害者としてではなく、紛争の予防・解決・平和構築のあらゆるレベルにおいて「積極的主体」として位置付けたことにある⁹。
- (3) その後も、決議1325を補完する形で、2008年に決議1820、2009年に決議1888及び1889、2010年に決議1960、2013年に決議2106、2122が安保理で採択され、関連する安保理議長声明、国連事務総長報告を加え、女性・平和・安全保障（WPS）の分野で各国、国際社会がとるべき行動（WPSアジェンダ）の更なる具体化、整理が進められてきている。さらに、2013年10月、女子差別撤廃委員会は、紛争予防、紛争下及び紛争後の社会における女性に関する一般勧告30号¹⁰を採択し、武力紛争だけではなく、国内の騒乱や緊急事態等を含む全ての状況における女性の人権の尊重を対象にするとともに、加盟国に対し、女性・平和・安全保障に関する行動計画が女子差別撤廃条約に沿ったものであることやWPSアジェンダの実施において市民社会、NGOとの協力を更に進めること等を勧告している。
- (4) これら一連の決議等によって、決議1325に基づき各国が取り組むべき課題について、①紛争予防・平和構築・復興等の全てのプロセスにおけるあらゆるレベルの意思決定への女性の参加（エンパワーメント・参画）、②平和の維持・構築と紛争の予防及び紛争下のジェンダーに基づく暴力と人権侵害の防止、③紛争下においてジェンダーに基づく暴力を受けた女性・女児等の保護・救済、④救援と復興におけるジェンダーへの配慮（人道・復興支援）の4つが、主要な柱として明確化されている。

3. 日本の取組

- (1) ~~戦争を含む過去の歴史の中で、20世紀には、ひとたび戦争が起きると、~~女性の名誉と尊厳が深く傷付けられ、多くの女性に対する暴力が引き起こされた~~歴史があった。戦争を含む過去の歴史の中で、日本社会において女性の声が十分に反映されず、国内外の多くの女性が多大な犠牲を払った。~~日本は、これを真摯に受け止め、その反省に立って、平和国家としての歩みを重ねるとともに、男女平等の実現に向けた取組を進めてきた。国際社会においては、戦後約70年間、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めている国際

⁸ 北京行動綱領第4章Iパラグラフ221

⁹ 国連憲章第25条は、「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する。」と規定している。

¹⁰ General recommendation No.30 on women in conflict prevention, conflict and post-conflict situations, Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW/C/GC/30).

社会において、名誉ある地位を占めたい」¹¹との思いを堅く胸に刻み、紛争予防、国連平和維持活動（PKO）への協力を含む平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援等を実施してきた。また、国内においても戦後、新たな憲法の下での個人の尊重と法の下での平等を踏まえ、男女共同参画社会の形成に係る種々の施策を実施してきた。そして、1999年には男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画基本計画を策定した。日本は、これらの過去の教訓、経験、実績を踏まえ、21世紀こそ、女性に対する人権侵害、紛争下の性的暴力のない世紀とすべく、紛争の平和的解決と世界平和、各国との友好関係の構築、そして女性の人権に関する取組を続けていく考えであり、そのために市民社会、とりわけ女性団体と協力して行動計画を策定し、実施していく。

(2) 日本は、以下のとおり、既に決議 1325 の要請を様々な形で実施してきているが、女性・女兒等の保護、ジェンダー主流化、意思決定への女性の参加促進の取組を一層進めていく必要がある。

- 「人々が自由と尊厳の内に生存し、貧困と絶望から免れて生きる権利。すべての人々、特に脆弱な人々は、すべての権利を享受し彼らの持つ人間としての可能性を开花させる機会を平等に有し、恐怖からの自由と欠乏からの自由を享受する権利を有する」¹²との人間の安全保障の理念に基づき、女性を含む個人に焦点を当てた支援を数多く実施してきた。
- ODA 大綱や ODA 中期政策において「平和の構築」を重点課題と位置付け、紛争予防や紛争下の人道支援、紛争後の復興支援などを重点的に実施。平和構築分野の ODA 実施において、女性など紛争により特に深刻な影響を受ける人々を速やかに保護することも掲げている。
- 1995年に「女性と開発（WID）イニシアティブ」、2005年に「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表した。ODA のあらゆる段階にジェンダーの視点を盛り込み、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた支援を強化することを表明した。具体的には、紛争や災害下の緊急人道支援実施において女性を保護し、そのニーズに配慮したプロジェクトへの拠出を行い、紛争後の復旧・復興支援において女性の社会進出を促進するためのプロジェクトを数多く実施するなど、決議 1325 の具体化に寄与する多くの実績を積み上げてきている。
- ODA のみならず、国連 PKO 等にも参加し、平和構築の現場における人的貢献を実施。自衛隊員など国連 PKO 等に参加する要員への派遣前教育や研修ではジェンダー配慮や性的暴力などに関する教育を実施。我が国及び他国の PKO 等の要員やその他平和構築分野で活躍できる文民専門家等の育成・訓練において、ジェンダーや性的暴力等に関する講義を取り入れるなどの取組を行い、人材の育成・能力強化を推進してきた。

(3) 2013年9月、日本は、国連総会において、「女性の輝く社会」の構築は世界に大きな活力をもたらすとこの考えの下、国際社会との協力や途上国支援を強化していくことを表明した。具体

¹¹ 日本国憲法前文。

¹² 人間の安全保障に関する国連総会決議（A/RES/66/290）主文パラ 3（a）。

的には、日本は、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化、③平和と安全保障の分野における女性の参画と保護、の3つの柱を立て取組を強化し、3年間（2013～2015年(暦年)）で30億ドルを超すODAを実施することとした。3番目の柱は、まさに、本行動計画が対象としている分野であり、着実に実施していく。その一貫として、政府は2014年9月、関係団体と共に、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーを東京に招き、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(World Assembly for Women in Tokyo: WAW! Tokyo 2014)を主催し、女性・平和・安全保障に関するものを含め、女性の活躍促進のための取組について活発な議論・提案が行われた。

(4) 日本は、2011年の東日本大震災を始めとする大規模自然災害を数多く体験した。日本は、数々の自然災害を乗り越えてきた経験を基に、男女共同参画の視点を防災・復興のあらゆる段階に取り入れるべく、取組を強化している。国際的な文脈においても、2012年3月には国連婦人の地位委員会(CSW)において「自然災害とジェンダー」に関する決議案の主提案国としてそのコンセンサス採択に尽力した。また、2012年7月に世界防災閣僚会議 in 東北を開催し、日本自ら防災分野で積極的な対外支援を行うことを表明した。さらに、2015年3月には第3回国連防災世界会議を仙台市で開催し、兵庫行動枠組みの後継枠組みを策定し、国際協力における防災の主流化にも貢献する予定である。災害対処の現場は、平時の地域社会における人権尊重と女性のエンパワーメント・参画の度合いを反映し、女性が脆弱な立場に置かれれば一層人権侵害の対象となるという意味で、紛争下の女性をめぐる問題と共通する課題が数多く存在する。日本の被災経験をジェンダーの視点から世界に共有する。

4. 行動計画に関する基本的考え方

(1) 本行動計画は、安保理決議1325及びその他関連決議等による安保理の要請を踏まえ、日本政府の紛争予防、国際平和協力活動(PKO)への参加を含む平和構築、女性のエンパワーメント等の分野での様々な支援に関する政策や取組をジェンダーの観点から捉え直し、更には今後実施すべき取組を明確化することで、既存の政策や取組を補強する意義を有する。計画の実施は、ODA大綱やODA中期政策、国際平和協力法など関連の法令及び政策、更には女子差別撤廃条約など人権諸条約や「北京宣言及び行動綱領」といった関連する条約・国際規範、国際的基準と整合的な形で行われるべきである。

特に紛争の予防・解決・平和構築のあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参加拡大に留意する。なお、女性・女兒は均一的な存在ではなく、ジェンダー以外の様々な特性のために、その中でも、より一層差別や暴力にさらされやすくなる者があることに留意する必要がある。特に、武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、高齢者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、性的少数者などの集団が持つ多様かつ固有のニーズと脆弱性を考慮して、本計画を実施すべきである。さらに、計画の実施に当たっては、人間の安全保障が果たし得る役割の大きさに着目する。女性の積極的な参画を求める安保理決議1325の要請は、人間の安全保障の考え方と軌を一にしている。

(2) また、本行動計画の策定・実施は、憲法の下での基本的人権の尊重と国際協調主義に基づき、

日本の平和国家としての歩みを反映すべきである。その際、一層のグローバル化が進む国際社会においては、各国が力を結集して課題に取り組む必要があることを念頭に、日本は、国の内外において戦争だけでなく、貧困や搾取、差別や暴力のない社会を目指して、具体的な行動を通じ、国際社会の平和・安定・繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していく。

(3) 女性の権利の保護・尊重は、国内府省庁が主導することは勿論のこと、国連機関、地方自治体、市民社会・NGO との協力があって初めて達成可能となる。本行動計画の策定に当たっては、国内外の市民社会・NGO との意見交換や UN Women などの国連機関との対話など、多様な関係者の意見を聴取し、その意見を反映した。行動計画の実施に当たっても、多様な関係者により多くの好事例が生み出されるよう、これら関係者との対話と協力を引き続き重視していく。

(4) 計画の実施を測定するため、本行動計画においては実施状況をフォローアップするために参考となる指標を可能な限り導入する。同時に、適切な財源確保に努める。計画策定後、これらの参考指標も踏まえ実施状況のモニタリングを市民社会も参画する枠組みの下で随時行うとともに、実施状況報告書を毎年作成する。それらを踏まえ、3年後を目途に計画の見直しを行う。

5. 行動計画の構成と各柱の大目標

(1) 行動計画の構成については、参画、予防、保護、人道・復興支援、モニタリング・評価・見直しの枠組みの5本柱に沿って整理している。具体的には、紛争予防・平和構築・復興等のプロセスへの女性の参加は、根幹となる柱であり、まずこれに触れる。その際、参画は、予防、保護、人道・復興支援の全ての分野にかかわることから、それぞれの分野ごとに取組を整理する。次に、紛争及び災害に関連して、紛争下及び紛争後の女性・女兒等への暴力を含む人権侵害の予防、紛争や災害の発生後の緊急支援の段階における暴力を含む人権侵害を受けた女性及び女兒等の保護、ジェンダーの視点に配慮した人道・復興支援の3つの柱についての取組を挙げる。

(2) また、対外的な取組は、国内的取組と連携して実施されるべきであり、それぞれの柱においては、対外的な取組と共に、日本国内における本行動計画に関連する措置及び努力についても取り上げる。

(3) 本行動計画は個々の取組を通じて実施されていくが、その際には、各柱ごとに以下の大目標の実現を目指す。

- 参画：平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、同分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。
- 予防：紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、ジェンダーの視点を導入し強化する。
- 保護：紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女兒等を含む多様な受益者が、ジェンダーに基づく暴力等の人権侵害にさらされないようにする。
- 人道・復興支援：女性・女兒等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。

- モニタリング・評価・見直しの枠組み：行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し，行動計画を定期的に改定する。

日本が実施する具体的な施策

I. 参画

大目標	平和・安全保障分野のジェンダー主流化を実現するため、あらゆる分野のあらゆる段階における女性の平等な参画を確保する。		
意義と狙い	<p><u>安保理決議 1325 及び関連決議等の実施 WPS アジェンダ</u>の中心課題であるジェンダー主流化を実現するため、<u>WPS 分野</u>で日本が行う諸活動において、あらゆる段階で女性の参画を確保し、ジェンダーの視点が確実に反映されるようにする。また、紛争解決、和解、平和構築の主要当事者である女性が、これらのプロセスのあらゆる段階の意思決定に平等に参加できるように、国際協力を通して積極的に支援していく。その際、マイノリティ女性、女性世帯、障害を持つ女性など、社会的に脆弱な立場に置かれた女性にも留意する。国内の安全保障・外交におけるジェンダー主流化、女性の参画促進も、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。</p>		
目標 1	紛争予防・再発防止に関わる意思決定に女性が積極的な役割を果たすとともに、ジェンダーの視点が反映されるようになる。		
	具体策 1 紛争予防・再発防止に関連する事業の計画・モニタリング・評価の各段階でジェンダーの視点到配慮するとともに、女性・女児等の参画を確保。	(指標 1) ジェンダー分析を計画、実施、評価の各段階で行った事業の実施状況。 (指標 2) 女性・女児等の参画の状況。	外務省 JICA
	具体策 2 ジェンダーの視点到配慮した PKO 等の平和構築活動への協力。	(指標 1) ジェンダーの視点到配慮した活動の状況。 (指標 2) 国連 PKO 等におけるジェンダー専門家やジェンダー担当者の派遣状況。	内閣府 PKO 本部事務局 外務省 防衛省
	具体策 3 ジェンダーの視点から法律や制度及びその運用並びに司法アクセスの改善を支援。	(指標 1) 当該支援の実施状況。	外務省 JICA
	具体策 4 支援対象国の女性が平和構築の活動に積極的な役割を果たすよう支援。	(指標 1) 政府、JICA による直接支援の実施状況。 (指標 2) 当該支援を行う NGO への支援の好事例。	外務省 JICA
	具体策 5 国連平和構築基金 (PBF) の女性関連プロジェクト拠出目標 (15%) が達成されるよう、主要ドナー議長国としてイニシアティブをとる発揮。	(指標 2) 女性関連プロジェクトへの拠出金額と割合。	外務省

目標2	和平プロセスへの女性の参画が高まる。		
	具体策1	和平プロセスに重要な役割を果たし得る紛争地域の女性団体を支援。	〈指標1〉当該女性団体への支援状況。 外務省 JICA
	具体策2	日本が関与する和平関連会議（紛争地域の復興支援会議を含む）に紛争地域の女性代表の参加を確保。	〈指標1〉当該女性の参加状況。 外務省 JICA
目標3	人道・復興支援に関する意思決定にジェンダーの視点が反映される。女性が積極的な役割を果たすことができるようになる。		
	具体策1	人道・復興支援事業の計画策定において女性の参画を確保。	〈指標1〉計画策定の意思決定への女性の参加促進の状況。 〈指標2〉支援事業に関して我が国から派遣される女性の派遣状況。 外務省 JICA
	具体策2	選挙監視団の派遣を含む民主化支援活動への女性の参画を確保。	〈指標1〉女性の選挙人名簿登録の推進、選挙委員会への女性の参画を推進する事業の実施状況。 〈指標2〉我が国の選挙監視団等、選挙を支援する要員のうち女性の人数と割合。そのうち管理職の人数と割合。 外務省 内閣府 PKO 本部事務局 JICA
	具体策3	災害復興・防災支援事業においてジェンダーの視点を取り入れ、女性の意思決定への参加を確保。	〈指標1〉災害復興・防災支援事業に関するジェンダー担当者の特定。 〈指標2〉被援助国の実施機関や受益者コミュニティの意思決定に関わる女性の参加促進の状況。 外務省 JICA
	具体策4	国内の災害対応において、防災計画、災害対策基本法、男女共同参画基本計画と整合性を保ちつつ、女性の意思決定及び事業実施への参加を確保。	〈指標1〉地方防災会議の委員のうち女性の人数と割合。 〈指標2〉災害後の避難所運営における全ての段階の意思決定に女性が参加することを明記したマニュアルの好事例の周知。 〈指標3〉災害対応に従事する職員に対する研修受講者の男女の数・割合。 〈指標4〉東 東日本大震災に係る男女共同参画の視点からの復興に関する好事例の収集・公表及び浸透活動状況。 〈指標5〉防 防災対策に携わる職員における男女の数・割合。 内閣府（防災担当） 内閣府男女共同参画局 消防庁 復興庁
目標4	国内において、外交・安全保障政策にかかわる意思決定にジェンダーの視点が導入され、意思決定レベルを含め、女性の参画が高まる。		

	具体策1	<u>安保理決議 1325 及び 関連決議等の実施 WPS 分野に当たり、ジェン ダー主流化、女性の 参画を推進する部署 の設置を含む体制を の整備。</u>	〈指標1〉当該部署の設置状況と活動状況（人員体制を含む）。 〈指標2〉その他体制の整備状況（ジェンダー担当者の配置等）。 〈指標3〉専門官制度の設立等人事上の措置の状況。	外務省 内閣府 防衛省 警察庁 JICA
	具体策2	ジェンダーの視点を有する人材の育成。	〈指標1〉職員に対するジェンダー研修（ WPS アジェンダ 、行動計画に関するものを含む）の実施状況（受講者数、研修内容等）。	外務省 内閣府 PKO 本部事務局 防衛省 警察庁 JICA
	具体策3	安保理 <u>決議 決議</u> 1325, 行動計画の周知 広報。	〈指標1〉当該周知広報の状況。	外務省 等
	具体策4	和平関連会議（紛争地域の復興支援会議を含む）に参加する日本代表団への女性の参加を高める。	〈指標1〉当該日本代表団に参加した女性の人数・割合。そのうち指導的な立場にいる女性の人数・割合。 〈指標2〉ジェンダーの視点を持つ国内の官民専門家リストの作成状況。	外務省 JICA
	具体策5	適材適所の要員選考や志願状況を踏まえ、PKO 又は二国間協力等のミッションに女性要員を積極的に派遣。	〈指標1〉PKO 又は二国間協力等のミッションに派遣された女性の派遣状況（数と当該ミッション全体の人数に占める割合等）。 〈指標2〉 <u>安保理決議 1325 及び関連決議等の実施に WPS 分野関係するの事業に係る</u> ミッションに派遣された女性の派遣状況（数と当該ミッション全体の人数に占める割合等。）	外務省 内閣府 PKO 本部事務局 防衛省 警察庁 JICA
	具体策6	日本人女性が国連等国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援。特に幹部への登用を促進。	〈指標1〉国際機関等に就職した日本人女性の数と日本人職員全体に占める割合。 〈指標2〉国連ミッション等に派遣された日本人女性の数と日本人全体に占める割合。 〈指標3〉当該日本人女性のうち幹部・管理職の人数と割合。	外務省 内閣府 PKO 本部事務局

II. 予防

大目標	紛争の予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定において、女性の参加と指導的役割を促進すると同時に、ジェンダーの視点を導入し強化する。			
意義と狙い	<p>武力紛争及び緊張の高まりが男女に与える異なる影響を認識し、ジェンダーの視点から紛争の予防・管理・解決を支援する。</p> <p>紛争の予防・管理・解決において女性が果たす役割を認識し、女性の平等な参加と指導的役割を促進する。</p> <p>国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進することを目的とした女性の活動を促進する。</p> <p>武力紛争及び緊張の高まりにより難民・国内避難民化した者や、女性・女兒を中心とした脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない子ども、女性世帯主世帯、LGBT など。以下「女性・女兒等」という。）が紛争予防・管理・解決の全てのプロセスと意思決定から疎外されず、参加できるような包摂的(inclusive)な支援を促進する。</p>			
目標 1	紛争予防において女性の参加を促進して、早期警戒・早期対応メカニズムにジェンダーの視点を導入する。			
	具体策 1	ジェンダーに配慮した統計や分析手法を紛争分析に導入。	<p>〈指標 1〉 各国・地域の情勢分析へのジェンダー分析の導入状況（我が国が行う情勢分析へのジェンダーの視点の導入）。</p> <p>〈指標 2〉 紛争国・紛争経験国での ODA 事業におけるジェンダー分析の導入状況。</p>	外務省 JICA
	具体策 2	紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析において、ジェンダーに配慮をする。	<p>〈指標 1〉 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析におけるジェンダーへの配慮状況。</p> <p>〈指標 2〉 紛争の予兆に関する情報の収集・検証・分析における女性の参加状況。</p>	外務省 JICA
	具体策 3	早期警戒・早期対応メカニズムへの女性の参加。	〈指標 1〉、早期警戒・早期対応メカニズムの構築・運営への女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策 4	信頼醸成活動への女性の参加。	〈指標 1〉 女性が参加する信頼醸成を目的とする事業の実施状況（文化・学術・スポーツ交流、植林・環境保護等）。	外務省 JICA
目標 2	紛争の影響下にある社会での紛争管理において、女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるようにする。			
	具体策 1	紛争の影響下にある社会における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等のリスク分析とリスク軽減措置。	<p>〈指標 1〉 ODA 事業のうち、紛争国・紛争経験国における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等の予防を目的とする事業の実施状況と女性の参加状況。</p> <p>〈指標 2〉 特に脆弱な状況にある難民・国内避難民向けの <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等の予防を含む <u>事業の実施状況</u> と女</p>	外務省 JICA

			性の参加状況。	
	具体策2	紛争とその影響を拡大させないための草の根レベルの活動に女性が参加し、指導的役割を担う。	〈指標1〉当該活動における女性の指導的役割の実現に向けた支援の実施状況。	外務省 JICA
目標3	紛争解決における女性の参加を促進して、女性が指導的役割を担えるよう支援し、和平プロセスにジェンダーの視点を反映させる。			
	具体策1	日本が関わる和平交渉のプロセスや意思決定に、公式・非公式を問わず、女性が参加して、指導的役割を担う。	〈指標1〉日本が関わる和平交渉のプロセスへの女性の参加状況。 〈指標2〉上記のうち女性が指導的役割を果たした事例。 〈指標3〉帰還する難民・国内避難民、(特に女性・女兒)のニーズの、交渉への反映状況。	外務省
	具体策2	<u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> 等への対応・予防を含め、日本が関わる和平プロセスにジェンダーの視点を反映。	〈指標1〉日本が関わる和平プロセスへのジェンダーの視点の反映状況。 〈指標2〉上記のうち <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> 等への対応・予防の考慮状況。	外務省
	具体策3	高度な紛争解決スキル(交渉・調停・仲介)を持った女性の育成。	〈指標1〉国内外の教育機関等における紛争解決スキル向上に資する研修への女性の参加状況。	外務省 JICA
	具体策4	紛争解決に女性が貢献した事例の調査・研究を通じた教訓や成功要因の抽出。	〈指標1〉紛争解決と女性に関する事例調査・研究の実施状況。	外務省 JICA
目標4	ジェンダーの視点を取り入れた紛争再発予防の取組を支援する。			
	具体策1	ジェンダー主流化とジェンダーの視点を取り入れた警察改革を支援(女性の参画の確保とジェンダー分析、ニーズ対応等を含む)。	〈指標1〉海外治安機関に対するジェンダー教育の実施状況。 〈指標2〉研修など女性警察官への支援状況。 〈指標3〉ジェンダー研修、 <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> への対応に関する研修等(ジェンダー特別ユニットの設置等を含む)への支援状況。	外務省 警察庁 JICA
	具体策2	ジェンダーの視点を取り入れ、ジェンダー主流化を促進する効果のある司法部門の能力強化を支援。	〈指標1〉現地の司法機関による <u>安保理決議1325</u> の趣旨に沿った指針(ガイドライン)や計画作成への支援状況。 〈指標2〉女性法曹への支援状況。 〈指標3〉ジェンダー平等を促進する効	外務省 法務省 JICA

			果のある法制度整備の支援状況。	
	具体策3	ジェンダーの視点とジェンダー主流化を取り入れたコミュニティの再建（リハビリテーション）支援。	〈指標1〉コミュニティ開発事業（再建）におけるジェンダー配慮の状況。	外務省 JICA
	具体策4	ジェンダーの視点を取り入れた小型武器管理支援。	〈指標1〉小型武器問題への対応におけるジェンダー配慮の状況。	外務省
	具体策5	ジェンダーの視点を取り入れた人身取引対策（被害者保護，加害者の訴追，防止）支援。	<p>〈指標1-2〉ジェンダーの視点を取り入れた人身取引対策（法制度整備，治安・法執行機関への研修等）への支援状況。</p> <p>〈指標2-3〉我が国の支援に係る機関における女性の被害者保護担当官の採用状況。</p> <p>〈指標3-4〉治安・法執行機関部門（軍隊，警察，裁判所等）を対象とする人身取引被害者対策の研修への支援状況。</p>	外務省 JICA
	具体策6	ジェンダー分析や安保理決議1325実施の視点を取り入れた和解に向けた社会変革の過程における支援。	<p>〈指標1〉政府や地方の機関による和解プロセスにおける安保理決議1325実施のためのジェンダー指針（ガイドライン）や計画作成への支援状況。</p> <p>〈指標2〉我が国の支援に係る和解プロセスへの女性専門家の参加状況。</p>	外務省 JICA
	具体策7	ジェンダーの視点を取り入れた平和教育，「紛争下の性暴力防止のための教育」，「ジェンダー差別や性暴力を防止するための教育」を支援。	<p>〈指標1-1〉日本が支援する平和教育活動にジェンダーの視点を取り入れられている事例の有無（支援例がある場合は，支援に係る関係省庁における安保理決議1325実施のための指針の有無を含む）。</p> <p>〈指標2-1〉日本の支援により作成された，平和教育カリキュラムのジェンダー視点の配慮の状況。</p>	外務省 JICA
目標5	平和維持活動や平和支援活動，平和構築活動への女性の参加を促進し，女性が指導的役割を担えるよう支援して，PKO要員等の平和支援活動要員による性的搾取・虐待（SEA）やジェンダーに基づく暴力GBV等の予防・対応能力を強化する。			
	具体策1	PKO要員等による性的搾取・虐待SEAの予防・対応を強化。	<p>〈指標1〉PKO-PKO要員等派遣前研修の実施状況。</p> <p>〈指標2〉PKO-PKO要員等派遣前研修以外の自衛隊の教育課程における関連教育の実施状況。</p> <p>〈指標3〉警警察官や文民専門家への</p>	内閣府PKO 本部事務局 防衛省 外務省 警察庁

			関連教育の実施状況。	
	具体策2	PKO 要員等による <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> 等の予防・対応 <u>能力</u> を強化。	〈指標1〉PKO 要員 <u>等</u> 派遣前研修の実施状況。 〈指標2〉警察官や文民専門家への関連教育の実施状況。	内閣府PKO本部事務局 防衛省 外務省 警察庁
目標6	国家間の緊張を緩和し、友好関係を構築して、武力によらない紛争解決を促進する。また、その目的のための国内における女性、市民社会の活動を促進する。			
	具体策1	緊張緩和と紛争予防に向けた女性の平和のための交流、研究活動等への支援。	〈指標1〉国家間の緊張緩和、友好関係の構築、武力によらない紛争解決等を目的とした女性を主体とする民間活動への支援状況。	外務省 JICA
	具体策2	<u>安保理決議</u> 1325 実施に向けた国際協力の促進。	〈指標1〉当該国際協力の状況。	外務省
	具体策3	国内において、平和教育を促進。	<u>〈(指標1)平〉</u> 平和教育に関する施策の実施状況。 〈指標2〉平和教育のための民間活動への支援状況。	文科省 <u>外務省</u>
	具体策4	性、民族、人種等に基づく差別や暴力を正当化し、煽るような言論の不支持。	〈指標1〉本施策を含む行動計画の趣旨目的の周知の状況。 〈指標2〉性、民族、人種等に基づく差別や暴力の根絶に向けた教育・啓発の取組状況。	外務省 文科省 法務省

Ⅲ. 保護

大目標	紛争下、紛争後、また、大規模災害といった人道上の危機的状況下において、女性・女兒等を含む多様な受益者が、ジェンダーに基づく暴力 (以下「GBV」という。) 等の人権侵害にさらされないようにする。		
意義と狙い	特に、人道上の危機的状況下においては、レイプなどの性暴力、ドメスティック・バイオレンス、性的搾取（支援へのアクセスの見返りとして性的サービスの提供を求められる等）、人身取引など、 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の危険が高まることが指摘されており、女性・女兒を中心とする脆弱性の高い多様な受益者（特に民族的・宗教的・言語的少数者、障害者、保護者のいない <u>子ども</u> 、女性世帯主世帯、LGBT など。以下「女性・女兒等」という。）に対する包括的な保護の確保が急務である。その際、 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> はしばしば報告されないこと、危機的状況が過ぎた後も加害者の訴追・処罰や被害者の救済が行われないことが多いこと、また、 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の背景にはジェンダー規範・役割分担、ジェンダー不平等や法制度の不備があること、さらに、 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者の圧倒的多数は女性・女兒であるが、男性・男児やLBGT 等も被害に遭っていること、これらは時に女性・女兒に対する暴力よりも報告・対応されにくいことを考慮する必要がある。国内の施策については、男女共同参画基本計画と連動して着実に進める。		
目標 1	人道上の危機的状況下における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者に対し、身体的・医療的・社会心理的・法的・経済的支援を含む包括的な支援が提供される。		
具体策 1	<u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者に包括的な支援を提供するための体制強化・報告の徹底。	<p>〈指標 1〉 <u>ジェンダーに基づく暴力への GBV</u>対応に関する既存の Standard Operation Procedure (SOP) 等を活用した PKO 等の平和構築活動や緊急・人道支援を実施する際の<u>ジェンダーに基づく暴力への GBV</u>対応組織との連絡体制の確立、<u>ジェンダーに基づく暴力への GBV</u>対応状況。</p> <p>〈指標 2〉 シェルターの提供等<u>ジェンダーに基づく暴力の GBV</u>被害者支援を実施する NGO 等への支援の実施状況。</p>	外務省 JICA
具体策 2	PKO 等の平和構築活動や <u>災害派遣</u> 、途上国支援事業に従事する職員・隊員の研修。	<p>〈指標 1〉 <u>GBV 対応、特に、</u>セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点を含む<u>ジェンダーに基づく暴力への対応</u>に関する研修の実施状況（参加者数、<u>研修訓練</u>内容等）。</p> <p>〈指標 2〉 医療関係者への<u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u>対応、特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する訓練を支援する NGO 等への支援の実施状況。</p>	外務省 内閣府 PKO 本部事務局、 防衛省 <u>警察庁</u> JICA
具体策 3	<u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者に対	〈指標 1〉 紛争や大規模災害後に、 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者の中長	外務省 JICA

		する移行期の（又は中長期的な）支援。	期的なりハビリテーション（医療的・心理社会的・経済的支援含む）を支援する事業の実施状況。 〈指標 22〉 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者の司法アクセス改善を支援する事業の実施状況。	
	具体策 4	PKO 等の平和構築活動や途上国支援事業に従事する文民たる職員・隊員による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の予防。	〈指標 1〉 派遣される職員・隊員に対する国際的な行動規範の周知・徹底の状況。 〈指標 2〉 我が国の職員・隊員が加害者となった <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害件数と経過内容の報告（国連 PKO 局提出統計に準ずる）。	外務省 内閣府 PKO 本部 事務局 JICA
	具体策 5	国連等による紛争下における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 関連活動への支援。	〈指標 1〉 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所、UN Women、国連機関その他国際機関への支援状況への支援状況。	外務省
目標 2	人道上の危機的状況下における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等のリスクが低減され、予防される。			
	具体策 1	現地での初動対応、展開、モニタリング体制の整備支援。	〈指標 1〉 現地で初動対応、展開、モニタリング体制の整備に従事する団体への支援状況。	外務省 JICA
	具体策 2	水・衛生・衛生促進（WASH）、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の企画・立案の際の <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> リスク分析。	〈指標 1〉 当該事業における <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> リスク分析の状況。	外務省 JICA
	具体策 3	女性・女兒（特にマイノリティ女性や寡婦など）を対象とする経済的・社会的エンパワーメント支援。	〈指標 1〉 当該支援事業の支援状況（好事例含む）。	外務省 JICA
	具体策 4	コミュニティの参加・動員に基づく <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 根絶及びジェンダー平等促進プログラムの支援。	〈指標 1〉 当該支援事業の支援状況（好事例含む）。	外務省 JICA
	具体策 5	不正な小型武器の取	〈指標 1〉 小型武器に関する国連総会決	外務省

		引に対する <u>ジェンダーの視点を取り入れた</u> 国際的な規制を強化 <u>(武器貿易条約の早期発効を含む)</u> 。	議の状況（我が国の取組を含む）。 〈指標2〉武器貿易条約の <u>実施状況早期発効に向けた取組状況</u> 。	
目標3	難民・国内避難民の保護及び支援に <u>ジェンダーの</u> 視点が反映され、 <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> が防止される。			
	具体策1	難民・国内避難民支援に携わる要員の訓練。	〈指標1〉関係国際機関における <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> に関する訓練への支援状況。	外務省
	具体策2	緊急支援における難民・国内避難民の登録作業において、女性・女児等を中心とした脆弱性の高い受益者の多様なニーズを特定した記録する。	〈指標1〉被支援者の難民の登録作業が（世帯ではなく）個人ベースで行われている <u>実施状況</u> 。 〈指標2〉上記登録において性別、年齢、世帯の構成、特定のニーズ等の記録状況。	外務省 JICA
	具体策3	水・衛生・衛生促進（WASH）、食糧・栄養、シェルター、生活支援物資配布、保健、教育及び啓発活動などに関する事業の立案・実施の際に <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> の予防及び対応の視点を確保。	〈指標1〉既存のジェンダー視点を盛り込んだ人道支援運営国際基準（スフィア・スタンダード等）の導入状況。 〈指標2〉難民キャンプや避難所における保護支援活動の実施の意思決定への女性の参加状況。	外務省
	具体策4	難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方を対象とした保護支援活動を通して、両者間の緊張関係を緩和し、コミュニティの動員を通して、女性・女児等の生活環境の改善に向けた包摂的な支援を実施。	〈指標1〉難民・国内避難民の保護支援計画を策定する際の、ホスト・コミュニティを含めた包摂的な人道支援の状況。 〈指標2〉保護支援計画を策定する際に、難民・国内避難民とホスト・コミュニティ双方の（女性の）代表を含める。	外務省 JICA
	具体策5	日本に保護を求める難民への包括的保護制度の確立の検討。	〈指標1〉 <u>(女性が收容された場合、女性特有のニーズやリスクへの対応の状況：調整中) 女性の庇護申請者が收容された場合、女性特有のニーズやリスクへの対応状況</u> 。 〈指標2〉難民認定に携わる政府職員へ	法務省 外務省

			の GBV 等に係る研修の件数、及び受講者数。	
目標 4	派遣要員等による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> を防止し、加害者に対し適切な捜査・処罰が行われる。			
具体策 1	PKO 活動に派遣される派遣要員による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の予防。	<p>〈指標 1〉 派遣前の <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> に関する研修の実施状況。</p> <p>〈指標 2〉 国連 PKO 派遣の際の <u>ジェンダーに基づく暴力への対応 GBV</u> 担当者の配置。</p> <p>〈指標 3〉 国連 PKO 局等が主催する紛争下における女性・女兒等に関連する訓練課程への日本人参加数。</p>	内閣府 PKO 本部 事務局 防衛省 外務省	
具体策 2	PKO 要員の訓練への支援。	<p>〈指標 1〉 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等関連講師の PKO 訓練センターへの派遣数、アジアやアフリカの PKO 訓練センターへの資金拠出額。</p>	外務省	
具体策 3	派遣時に <u>ジェンダーに基づく暴力の加害 GBV 加害</u> があった場合の訴追・処罰メカニズムの確立	<p>〈指標 1〉 苦情申し立て窓口の設置及び、報告件数と対応状況。</p> <p>〈指標 2〉 <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 等の加害者 <u>及び、および</u> 苦情申し立て者に対するハラスメントを厳重に処罰するポリシーの公表と遵守。</p>	内閣府 PKO 本部 事務局 防衛省 外務省	
具体策 4	国内における外国軍隊による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の予防と適切な処罰の確保。	<p>〈指標 1〉 当該軍隊による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の検挙その他の法的対応の件数。</p> <p>〈指標 2〉 <u>ジェンダーに基づく暴力の GBV</u> 防止策について、地域の女性団体を含む市民社会・自治体と行われた協議及びその結果の反映状況。</p>	法務省 警察庁 外務省	
具体策 5	国内における外国軍隊による <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> の被害者への個々の実情に応じた途切れない支援と補償へのアクセス。	<p>〈指標 1〉 被害者の個々の実情に応じた、途切れない支援を提供するための施策と補償に係る情報の周知に向けた取組状況（民間の <u>ジェンダーに基づく暴力 GBV</u> 専門機関等と関連政府機関の協働を含む）。</p>	内閣府 （共生社会政策担当・男女共同参画局） 警察庁 厚生労働省 法務省 防衛省	

	具体策6	<u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> の不処罰の終焉に向けた国際社会の取組に積極的に関与。	〈指標1〉女性に対する暴力撤廃決議等、国連総会、人権理事会や安保理における関連決議その他国際的な取組への対応状況。	外務省
	具体策7	UN Women, 紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表や国際刑事裁判所 (ICC) 等に対する人的・財政的貢献。	〈指標1〉人的・財政的貢献の状況。	外務省
目標5	紛争下及び紛争後における武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR), 司法制度を含む治安部門改革 (SSR) を支援する。			
	具体策1	紛争後の元兵士 (子どもも 含む) の武装解除への女性・女児の保護の視点の導入。除隊後の社会復帰のための事業への <u>ジェンダー</u> の視点の導入。	〈指標1〉女性・女児の保護の観点が入されたDDRの支援状況。 状況 〈指標2〉元兵士の社会復帰事業に女性・女児等の特定のニーズに対応した事業の実施状況。	外務省 JICA
	具体策2	<u>ジェンダー</u> の視点から法律や制度の構築及び運用を支援し、司法へのアクセスを改善。	〈指標1〉 <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> に係る法整備支援事業の実施状況。	外務省 JICA
	具体策3	不処罰の終焉のための研修、啓発事業等への支援。	〈指標1〉啓発支援事業の実施状況。 〈指標2〉法務関係者 (裁判官含む) ・現地警察及び軍への女性登用のために提供された支援の実施状況。 〈指標3〉法務関係者 (裁判官含む) ・現地警察及び軍に対する研修の支援状況。	外務省 JICA 警察庁
	具体策4	人道上の危機的状況後の <u>ジェンダーに基づく暴力GBV</u> の報告制度構築の支援。	〈指標1〉当該支援の実施状況。	外務省 JICA

IV. 人道・復興支援

大目標	女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。		
意義と狙い	<p>紛争や災害発生時には、難民や国内避難民が発生し、また、その場で救援を待つ者が存在する。そのような状況下では、家族、コミュニティ等の既存の保護の仕組みは失われ、リスクや窮迫の度合いが高まることを念頭に置き、速やかに緊急人道支援を行う必要がある。その際には、女性・女児等の固有の状況・ニーズと権利の確保に対処することが肝要である。また、支援の実施に当たっては、種々のガイドライン¹³に沿って他の支援国とも協調することで受入国側の負担を軽減する取組が求められる。</p> <p>さらに、紛争・災害後の人道・復興支援においては、援助側、被援助側双方で、初動調査、計画策定、実施、モニタリング・評価等、全ての過程で女性の意思決定への参加を確保するとともに、女性のエンパワーメントを行い、ジェンダー平等が確保されるよう配慮することが重要である。</p>		
目標1	【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。		
具体策1 【初動調査】	緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女児等の固有の状況・ニーズの把握。	〈指標1〉性別・年齢層別のニーズ、特に女性・女児等の固有の状況・ニーズ等に配慮した支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉国際機関からの報告書におけるジェンダー配慮の状況。	外務省 JICA
具体策2 【計画立案】	女性・女児等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。	〈指標1〉計画立案におけるジェンダー配慮の状況。 〈指標2〉キャンプ、避難所その他設営（シェルター、給水所、トイレ設置）を構成要素とする事業のうち、女性・女児等の固有の状況・ニーズに係る配慮状況。	外務省 JICA
具体策3 【実施・制度構築】	食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女児等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。	〈指標1〉受益者側の女性による支援活動への関与状況。 〈指標2〉物資配布（日用品・衛生用品、食料、シェルター、衣類等）や給水などにおいて、女性・女児等の固有の状況・ニーズへの配慮の状況。	外務省 JICA
具体策4 【登録】	緊急支援における受益者の登録作業において、女性・女児を中心とした脆	〈指標1〉受益者の登録が世帯単位ではなく、個人単位で実施されている事業・活動の実施状況。	外務省 JICA

¹³ スフィア・プロジェクト（注「人道憲章と人道対応に関する最低基準」）、HAP 基準（Humanitarian Accountability Partnership、注「人道支援の品質管理と説明責任に関する国際基準」）、Inter-agency Network for Education in Emergency（注「教育ミニマムスタンダード（緊急時の教育のための最低基準）」）による緊急時の教育のため最低基準など。

		<u>弱性の高い受益者の多様なニーズの特定・記録。</u>	<u>〈指標2〉登録において性別、年齢、世帯の構成、固有の保護・支援ニーズ等が記録されている事業・活動の実施状況。</u>	
	<u>具体策5</u> <u>【ジェンダーに基づく暴力等の防止・対策・保護】</u>	<u>女性・女兒等に対するジェンダーに基づく暴力等の防止・対策・保護への取組の支援。</u>	<u>〈指標1〉被援助国の機関・組織のうち、派遣要員に対してジェンダーに基づく暴力等の予防や対策についての研修支援状況。</u> <u>〈指標2〉ジェンダーに基づく暴力等の被害者救済のメカニズムの被援助国内（関係機関及び受益者）への事前の周知の支援状況。</u> <u>〈指標3〉我が国が関与する支援事業・活動において、キャンプ・避難所設営の際に、ジェンダーに基づく暴力等の被害者のニーズ配慮状況。</u>	JICA
<u>目標2</u>	<u>【移行期】女性・女兒等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。</u>			
	<u>具体策1</u> <u>【資金の確保】</u>	<u>女性・女兒等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。</u>	<u>〈指標1〉ジェンダーに配慮した事業の実施状況。</u> <u>〈指標2〉女性・女兒等の経済的自立を促進するためのエンパワーメントの向上を支援する事業の好事例の特定と周知。</u> <u>〈指標3〉女性の雇用創出・収入向上・就労支援等の事業の好事例の特定と周知。雇用における平等を支援する事業の好事例と周知。</u>	外務省 JICA
	<u>具体策2</u> <u>【固有の状況・ニーズの反映】</u>	<u>事業計画の企画・立案・実施に、女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映。</u>	<u>〈指標1〉我が国が関与する支援事業において、企画・立案・実施に関する受益者の声の反映状況。</u>	外務省 JICA
<u>目標3</u>	<u>【復興期】紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じてジェンダーの視点を取り入れ、女性・女兒等の権利の促進、ジェンダー平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。</u>			
	<u>具体策1</u> <u>【計画策定】</u>	<u>事業の計画策定へのジェンダーの視点の導入。</u>	<u>〈指標1〉女性・女兒を主な裨益対象とした事業の支援実施状況。</u> <u>〈指標2〉ジェンダーに配慮した事業の支援実施状況。</u>	外務省 JICA

			<p>〈指標3〉計画策定に従事する女性スタッフの配置状況。</p> <p>〈指標4〉受益者の意見を計画に反映させる際の、女性・女兒等の声を反映した好事例。</p>	
	具体策2 【女性の参画】	事業の実施における女性の参加の確保。	〈指標1〉事業の実施に従事する女性スタッフの配置状況。	外務省 JICA
	具体策3 【モニタリング】	事業のモニタリング、評価へのジェンダーの視点の導入。	<p>〈指標1〉事業のモニタリングにおいて、女性の保護及び参画を踏まえたジェンダー配慮の実施状況。</p> <p>〈指標2〉事業の評価において、女性の保護及び参画を踏まえたジェンダー配慮の実施状況。</p>	外務省 JICA
	具体策4 【実施・制度構築】	事業全般に女性が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。	<p>〈指標1〉我が国が実施する事業に女性が積極的に参加できる仕組みを示した好事例の特定と周知状況。</p> <p>〈指標2〉女性のエンパワーメント関連事業の実施状況。</p>	外務省 JICA
	具体策5 【男性・男児の関与】	紛争・災害後の復興期の社会において、男性・男児が直面する課題及びそれらの課題がジェンダー間の関係性・ジェンダーに基づく暴力等の発生等に与える影響の調査への支援や男性・男児がジェンダーに基づく暴力等の防止及び女性・女兒等の支援に貢献する事業への支援。	<p>〈指標1〉ジェンダーに基づく暴力等の解決への取組として避難所等において男性・男児向けの教育・スポーツ・レクリエーション活動などを支援する事業の実施状況。</p> <p>〈指標2〉男性・男児が抱える悩みや相談を受けるカウンセラーや窓口の配置を支援する事業の実施状況。</p> <p>〈指標3〉男性の指導員(他の男性に対してジェンダーに基づく暴力の防止・夫婦間の役割の分担やコミュニケーションの大切さ・育児への取組等を啓発する人)の育成を支援する事業の実施状況。</p>	外務省 JICA
目標4	【重点課題】 人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女兒等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。			
	具体策1 【保健】	女性、女兒等が基礎的医療サービスを受容するよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女兒のセ	<p>〈指標1〉我が国が関与する支援事業について、分娩や周産期ケアに係る支援の好事例の特定と周知状況。</p> <p>〈指標2〉性感染症に関する支援事業の実施状況。</p> <p>〈指標3〉その他女性固有の健康上</p>	外務省 JICA

		<u>クシユアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。</u>	<u>のニーズ(リプロダクティブヘルスなど)に特化した支援事業の実施状況。</u> <u>〈指標4〉我が国が関与する支援事業について、コミュニティ・ヘルスワーカーの育成計画等に係る支援の好事例の特定と周知状況。</u> <u>〈指標5〉我が国が関与する支援事業について、セクシユアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修の実施状況。</u>	
	<u>具体策2</u> <u>【教育1】</u>	<u>紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。</u> <u>また、紛争時に教育を受けることができなかつた子ども、若者に対する教育機会の提供支援。</u>	<u>〈指標1〉二国間、多国間、NGOを通じた支援の状況。</u> <u>〈指標2〉就学年齢を超えた子供・若者も含め教育機会の提供を支援している事例。</u>	<u>外務省</u> <u>JICA</u>
	<u>具体策3</u> <u>【教育2】</u>	<u>女性・女児に対する平等な教育を支援。</u>	<u>〈指標1〉我が国が関与する事業について、女性・女児の進学率、識字率、就学率、修了率、女性教員の割合向上等に向けたジェンダー格差是正に係る支援の状況。</u> <u>〈指標2〉我が国が関与する事業における教育環境の女性・女児へのニーズ配慮状況。</u> <u>〈指標3〉我が国が関与する事業について、職業訓練、識字教育、教員の能力強化等における機会平等へ配慮した事業の事例の特定。</u>	<u>外務省</u> <u>JICA</u>
	<u>具体策4</u> <u>【農業】</u>	<u>復興のための農業・農村開発支援にジェンダーの視点を組み込む。</u>	<u>〈指標1〉計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定・周知状況。</u> <u>〈指標2〉事業に女性の参加やジェンダー配慮がなされた好事例の特定・周知状況。</u>	<u>外務省</u> <u>JICA</u>
	<u>具体策5</u> <u>【生計支援、収入向上】</u>	<u>復興にかかる生計・収入向上支援事業にジェンダーの視点を組み込む。</u>	<u>〈指標1〉計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定と周知状況。</u> <u>〈指標2〉事業に女性の参加やジェンダー配慮がなされた好事例の特定・周知状況。</u>	<u>外務省</u> <u>JICA</u>
	<u>具体策6</u>	<u>復興のためのインフラ整</u>	<u>〈指標1〉計画策定及び実施への女</u>	<u>外務省</u>

	<u>【インフラ整備】</u>	<u>備に女性・女児の保護やジェンダーの視点を組み込む。</u>	<u>性の参加確保及びその声の反映状況。</u> <u>〈指標2〉計画実施前インパクト調査におけるジェンダー及び女性・女児への影響(事業地近隣での売買春の増大, HIV/AIDS/性感染症の拡大等)に基づき適切な対策・活動(性感染症予防教育等)の確認及び実施状況。</u>	JICA
	<u>具体策7</u> <u>【DDR-SSR】</u>	<u>紛争後の元兵士(子ども兵を含む)の武装解除(DDR)においての女性・女児のニーズに配慮する。除隊後の社会復帰を支援する事業にジェンダーの視点を組み込む。</u>	<u>〈指標1〉我が国が関与する武装・動員解除の対象となった武装組織の女性・女児の人数・配置を示すデータの有無。</u> <u>〈指標2〉我が国が関与する武器の回収や武装解除等を実施する要員の中で、ジェンダー研修を受けた者又はジェンダー担当者の有無。</u> <u>〈指標3〉元兵士の社会復帰事業に女性・女児等の特定のニーズに配慮した事業の実施状況。</u>	外務省 JICA 防衛省
	<u>具体策8</u> <u>【司法制度支援】</u>	<u>紛争後の司法改革を支援する事業にジェンダーの視点を組み込む。</u>	<u>〈指標1〉紛争後において、我が国が関与する新たな制度づくり支援にジェンダー配慮がなされている事業の支援状況。</u> <u>〈指標2〉法執行官や法務補助員等の育成(ジェンダーに関する研修等)の支援状況。</u>	外務省 JICA
<u>目標5</u>	<u>人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織がジェンダー・バランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、ジェンダーに基づく暴力等からの保護の体制を整備することで、事業におけるジェンダーの視点の導入を徹底する。</u>			
	<u>具体策1</u>	<u>計画策定・実施の際に、ジェンダーの視点が組み込まれ、女性・女児等の保護を助成・委託先に至るまで確保。</u>	<u>〈指標1〉我が国の支援の受入団体、事業の委託先や受注業者等事業に関与するNGO、現地の団体、企業等の組織について、ジェンダー主流化等の仕組みを有するかどうか判別・推進するための対策状況。</u>	外務省 JICA

V. モニタリング・評価・見直しの枠組み

大目標	行動計画のモニタリング・評価・見直しを適切なタイミングで効果的に実施するための枠組みを構築し、行動計画を定期的に改定する。		
意義と狙い	<p><u>適切なモニタリング・評価を行うためににおいては</u>、実施主体の経験を共有するとともに、<u>各府省庁によって構成されるモニタリング作業部会と外部の専門家や市民社会で構成される評価委員会がと</u>緊密に連携する。</p> <p><u>適切なモニタリング・評価を行うために、モニタリング作業部会と評価委員会を設置する。</u></p> <p>日本にとって初の行動計画であり、経年的に改善が見られたかどうかを重視して評価を行う。同時に、指標や目標そのものの妥当性についても評価する。</p> <p>行動計画の実施過程を通して、ジェンダーの視点に基づく政策・事業の企画・立案・実施の能力が高まるよう、関係機関の体制整備、意識付けを日々点検するとともに、グッド・プラクティス（<u>好成功事例</u>）を共有・蓄積する。これらに当たって、適切な措置を講じる。</p> <p>評価・見直しにおいては、行動計画策定の経緯を踏まえ、市民社会の参加を確保する。また、安保理決議 1325 及び関連決議等の実施に向けた国際的な議論も踏まえる。</p>		
目標 1	行動計画の実施状況の適切なモニタリングを行うための枠組みを整備する。		
	具体策	<ol style="list-style-type: none"> 各府省庁に行動計画に関するフォーカル・ポイント(中心となる担当部署)を設置する。 各府省庁のフォーカル・ポイントによって構成されるモニタリング作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する(作業部会の事務局は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める)。 作業部会は、実施状況年次報告書の草案を作成し、評価委員会(以下「委員会」という。)に提出する。同報告書は、各施策の指標に沿ったものとする。 委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、作業部会と協議し、協議結果を実施状況年次報告書に反映させる(実施状況年次報告書に委員会による評価を記載するなど)。 外務省は、上記4の協議結果を反映させた実施状況年次報告書をWEB上に日本語と英語で公開する。 	関係全府省庁
目標 2	行動計画の実施状況を適切に評価するための枠組みを整備する。		
	具体策	<ol style="list-style-type: none"> <u>外部の専門家と市民社会により</u>評価委員会が<u>を</u>設置<u>されず</u>(<u>政府側の委員会の窓口事務局</u>は外務省(総合外交政策局女性参画推進室)が務める)。 委員会は、<u>女性・平和・安全保障の分野WPS分野</u>に十分な知識と経験のある専門家及び市民社会の代表者で構成<u>されず</u>る。市民社会を代表する委員の選任については、安保理決議 1325 の趣旨に沿って活動している市民社会組織からの推薦による。専門家の選任は、市民社会からの推薦に基づき、外務省が市民社会と相談しながら行う。 委員会は、<u>窓口事務局</u>を通じ、各府省庁に対して、行動計画の実施状況に関して報告を要求することができる。要求を受けた府省庁は、<u>窓口事務局</u>を通じ、委員会に報告する(必要に応 	関係全府省庁

		<p>じて、当該府省庁と委員会との会合を設ける)。</p> <p>4 委員会は、毎年、実施状況年次報告書の草案について、作業部会と協議し、意見を表明する。</p> <p>5 委員会は、毎年、事業評価（2か国程度における事業の実施状況評価調査）を行う。この事業評価には、たとえば、相手国政府、関連国際機関、女性団体を含む市民社会組織、被支援者（特に女性・女兒を含む）からの聞き取り等が含まれる。</p> <p>6 市民社会組織は、モニタリング・評価に必要な情報を委員会に提供できる。</p> <p>7 委員会は、グッド・プラクティス（好成功事例）の蓄積と公開を行う。</p> <p>8 委員会は、行動計画の目標、具体的施策、指標の妥当性や、実施の主な障害を分析し、2回目の実施状況年次報告書の完成後を目途に、行動計画の見直しの方向性を提言する。</p> <p>9 政府は、女子差別撤廃条約や国連人権理事会普遍的定期審査（UPR）の定期報告書において行動計画の実施状況を報告する。</p>	
目標 3	3年後の改定に向けて行動計画の適切な見直しを行う。		
	具体策	<p>1 政府は、委員会の提言に基づいて行動計画の見直しを行う。</p> <p>2 政府は、行動計画策定のプロセスを尊重し、見直しに当たり市民社会の参加を確保する。</p> <p>3 外務省は、この計画策定後、速やかに3年後の見直しのための作業スケジュールを委員会に提示する。</p>	関係全府省庁

(丁)